

耐震診断・耐震改修補助

補助金の種類

- ①上里町木造住宅耐震診断補助金
- ②上里町木造住宅耐震改修補助金

対象建築物

町内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以前に工事に着工した一戸建ての住宅または店舗部分が2分の1未満の併用住宅

※昭和56年6月1日以降に増築または改築されたものを除く

補助対象者

補助対象建築物に居住し、かつ、町税等を完納している方

補助金額(予算の範囲内)

- ①耐震診断に要した費用の3分の2(上限10万円)
- ②耐震改修に要した費用の23%(上限40万円)

募集期間

6月3日(月)～9月2日(月)

※詳細は、町ホームページでご覧いただくか、お問い合わせください。

問合せ…まちづくり推進課施設管理係【☎71-6511】

農業者年金を受けている方へ

農業者年金受給権者『現況届』の提出を忘れずに!

農業者年金を受けている方は、6月中に『現況届』の提出が必要です。『現況届』の用紙は緑の封筒で5月下旬に届きます。6月28日(金)までに農業委員会事務局まで提出してください。

問合せ…農業委員会事務局【☎35-1235】



登録統計調査員 を 募集 しています!

町では、国や県が実施する各種統計調査に従事していただける登録統計調査員を随時、募集しています。

登録を希望される方は、問合せ先までご連絡ください。



統計調査員の仕事ってなに?

- (統計調査ごとに異なります)
- ・町(県)が主催する調査員説明会に出席、調査書類の受領
- ・担当調査地区と調査対象の確認
- ・調査協力依頼および調査書類の配布
- ・記入済み調査票の回収
- ・回収した調査票の検査・整理
- ・調査書類の提出

調査員として登録できる方

- ・20歳以上の健康な方
- ・責任を持って調査事務を遂行できる方
- ・調査で知り得たことなど秘密を守ることのできる方
- ・選挙・税務および警察に直接関係のない方
- ・暴力団でない方および密接な関係を持たない方

調査員の報酬

任命期間中(おおむね2か月)は、非常勤の公務員となり、各種調査活動に応じて報酬が支払われます。(報酬額は、国の基準によります)

令和6年度実施予定の主な統計調査

○農林業センサス

※その他よくある質問等など、詳細については、町ホームページをご覧ください。



◀町HP

問合せ…産業振興課産業観光係【☎35-1232】

6月7日(金)に

令和6年度町民税・県民税(個人住民税)の
税額決定・納税通知書を発送します

『令和6年度町民税・県民税納税通知書』を6月7日(金)に発送します。なお、個人住民税を「給与からの特別徴収」の方法で納めていただく方については、勤務先から『特別徴収税額の決定通知書』をお受け取りください。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221 (内線1131~1133)】

〔個人住民税の納税義務者〕

個人住民税は、その年の賦課期日(令和6年度は令和6年1月1日)現在の住所地で、前年(令和5年)の所得等に基づいて課税されます。

〔個人住民税の税額〕

税額は、「均等割」と「所得割」の合計額です。

(均等割)

年額5,000円

(町民税3,000円+県民税1,000円+森林環境税1,000円)

(所得割)

○一般的な税率(総合課税)

10種類の所得のうち、利子・配当・不動産・事業・給与・山林・譲渡(分離課税分を除く)・一時・雑所得に係る税率は、10%(町民税6%+県民税4%)です。

所得金額から所得控除の合計額を差し引いた「課税所得金額」に、税率を掛けて計算されます。

所得割の計算方法

課税所得金額(所得金額-所得控除額)×10%
-税額控除額=所得割額

○特別な税率(分離課税)

土地・建物・株式等の譲渡所得等は、ほかの所得と区別して特別な税率を使用します。

(例)土地・建物などの譲渡所得の場合

- ・長期(所有期間5年超) 5%
- ・短期(所有期間5年以下) 9% など

〔個人住民税の納税方法〕

個人住民税の納税方法は、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」、および「公的年金からの特別徴収」があります。その方の年齢や所得状況により、この3つの納税方法が組み合わせられることもあります。また、就職や退職、税額変更などの理由により年度途中で納税方法が変更になる場合もあります。

■普通徴収

通常6月に町から通知書が送付され、4回の納期に分けて個人で納めていただきます。

(令和6年度の普通徴収の納期限)

【第1期】7月1日(月)

【第2期】9月2日(月)

【第3期】10月31日(木)

【第4期】12月27日(金)

■給与からの特別徴収

給与支払者(事業主)が、従業員の個人住民税を毎月(6月から翌年5月までの12回)の給与から徴収し、従業員に代わって市町村に納めていただきます。ただし、退職などの理由により年度途中で給与の支払を受けなくなった時は、再就職先で引き続いて特別徴収ができる場合や退職時に残りの税額を一括して会社に支払った場合を除き、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

■公的年金からの特別徴収

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金等の支払を受けた方であって、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上(当該年度の4月1日現在)の方の公的年金等の所得から計算された個人住民税を、特別徴収の対象年金から徴収して、納税義務者に代わって市町村に納めていただきます。公的年金からの特別徴収が停止(中止)された場合は、残りの税額を「普通徴収」で納めていただくことになります。

令和6年度に限り適用される 町民税・県民税の定額減税について



国の経済対策として令和6年度に課税される個人住民税の所得割から定額減税(特別控除)が実施されることになりました。※均等割および森林環境税からは控除しません。

■対象者

令和6年度個人住民税の所得割が課税される方のうち、合計所得金額が1,805万円以下の方

■減税額(特別控除額)

納税者本人の特別控除額は次の合計額です。ただし、個人住民税所得割が限度額となります。

- ①納税者本人 1万円
- ②控除対象配偶者または扶養親族(国外居住者を除く) 1人につき1万円

定額減税の実施方法

■普通徴収の方

定額減税前の税額をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から順次控除します。

■給与からの特別徴収の方

令和6年6月分は徴収せずに、定額減税後の税額を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月に分割して徴収します。

■公的年金からの特別徴収の方

定額減税前の税額をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除します。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1220】

納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

◆6月の開庁日 【休日】(午前8時30分～正午) **6月9日(日)**

【夜間】(午後8時まで) **6月25日(火)**

※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

※休日・夜間開庁では、各種証明書は発行できません。

◆相談窓口の問合せ…税務課課税係【☎35-1220(内線1121～1126)】

※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第1期の納期限は

7月1日(月)です。

税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。

〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

令和6年度(令和5年分)課税(非課税)証明書・所得証明書の発行について

【発行開始日】6月7日(金)

手数料：1通につき150円

【発行できる場所】

全国のコンビニエンスストア等のマルチコピー機(キオスク端末)または税務課(1階⑫窓口)で取得できます。
コンビニ交付サービスについては、町ホームページをご確認ください。(https://www.town.kamisato.saitama.jp/6325.htm)
窓口での取得の場合は以下をご確認ください。

【証明書を発行できる方】

令和6年1月1日現在、上里町に住所があった方で、町に課税資料がある方(※)

※町に課税資料がない方は、申告をしていただく必要があります。税額の決定には、最長で2か月程度かかり、すぐに証明書を発行できない場合もありますのでご了承ください。なお、前年中所得のなかった方や、家族の扶養になっている方も申告は必要です(申告により課税が発生しない場合は、証明書は即日発行できます)。

【本人確認について】

申請者(窓口に来られた方)の本人確認を実施していますので、申請の際は本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート等)をご持参ください。また、代理人が交付請求する場合は、代理人自身を確認できるもの(本人確認と同じ)と、証明を必要とする本人(委任者)が署名した「委任状」が必要になります(同居の家族の方が申請する場合は「委任状」は不要です)。

問合せ…税務課住民税係【☎35-1221(内線1131~1133)】

税務署や国税局で「税のスペシャリスト」として働く 税務職員(国家公務員)を募集します

■受験資格

- ①令和6年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方および令和7年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業見込みの方
- ②人事院が上記①に掲げる者に準ずると認める方

■試験の程度…高等学校卒業程度

■申込方法等《原則インターネット申込み》

次のアドレスへアクセスし、説明に従い入力する。

https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

○受付期間…6月14日(金)の午前9時~26日(水)[受信有効]



▲人事院インターネット申込



▲国税庁HP

■試験日

- 第1次試験日…9月1日(日)
- 第2次試験日…10月9日(水)~18日(金)のうち、第1次試験合格通知書で指定する日時

■問合せ

○インターネット申込みに関する問合せ

人事院人材局試験課【☎03-3581-5311(内線2333)】
午前9時~午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

○上記以外の問合せ

関東信越国税局人事第二課試験係【☎048-600-3111(内線2097)】
午前9時~午後5時(土・日曜日および祝日等の休日は除く)

